

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月４日

知北平和公園組合

管理者 花 田 勝 重

知北平和公園組合規則第７号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成２８年知北平和公園組合規則第１号）の一部を次のように改正する。

「第１５条第１項」を「第１９条第１項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。